

医政発 0212 第5号
令和7年2月12日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

令和7年2月1日時点でのベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でのベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

(4) 事業の支給額

（病院・有床診療所（※）） 許可病床数×4万円

（無床診療所） 1施設×18万円

（訪問看護ステーション） 1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給対象となる取組について

以下の取組のいずれか（複数可）を支給対象とする。

（ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、ＷＥＢ会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(5－2) 納付金の支給について

- ① 納付金の支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」及び別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」を添えて申請を行う。
- ② 納付金の支給を受けた対象施設は、都道府県が定める日までに、別紙様式2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を添えて報告を行う。
- ③ 都道府県は、納付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5－3) 納付金の返還について

都道府県は、納付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。
- ③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより給付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかつた場合。

2. 病床数適正化支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から令和7年3月31日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う病院又は診療所に対し、給付金を支給する事業を行う都道府県に補助を行う。

(4) 事業の支給額

次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものを予算の範囲内で支給する。

- ・削減した病床1床につき4,104千円とする。
- ・支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。

また、算定にあたっては、以下を除くこと。

- ①産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数
- ②同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略と区別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑥診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数
- ⑦その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
 - ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、官内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立して

いる事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

- イ 放射線治療病室の病床
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

（5）留意事項

（5－1）給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は都道府県に対して都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

（5－2）給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 給付金の支給を受けた日から、令和17年3月31日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

3. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分I－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分I－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 納付金の支給について

- ・ 納付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、納付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 納付金の返還について

都道府県は、納付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った納付金全額の返還を求める。

ア 納付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により納付金の支給を受けたと認められる場合。

4. 分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設（以下「小児医療施設」という。）について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、診療所及び助産所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

ア 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の納付金を支給する。

イ 小児医療施設支援事業

（ア）及び（イ）の要件を満たした小児医療施設に支給する。

（ア）令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。

(イ) 令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額を上限とする。

ただし、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。

（4）事業の支給額

ア 分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1施設×2,500千円

助産所 1施設×1,000千円

イ 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円

（ただし、（3）イ（イ）における総事業費から収入額を控除した額を上限とする。）

（注）支給額は、調整の上決定することもあり得ること。

（5）留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。

（ア）平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

（イ）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

（ウ）本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

イ 本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。

（ア）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院

- (イ) 「救急医療対策の整備事業について」（昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知）の別添「救急医療対策事業実施要綱」（令和 6 年 3 月 29 日一部改正）に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院
- (ウ) 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの
- a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
 - b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
 - c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

(6) 給付金の支給について

- ア 給付金の支給を受けようとする病院、診療所及び助産所は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。
- イ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(7) 給付金の返還について

- 都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。
- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。
 - イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

5. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

(1) 事業の目的

分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- ② 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を

取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設

- ③ 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

(4) 整備基準

分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、分娩取扱施設が少ない地域の産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

(5) 事業の交付額

交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 都道府県が行う事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

② 都道府県が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり	必要な次に掲げる経費
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円	職員基本給
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月末満 7,600千円	職員諸手当 諸謝金
③ 分娩取扱期間 年間6月末満 3,800千円	社会保険料
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	

(6) 留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については交付の対象外とする。

(ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

(イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(ウ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

イ 分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

ウ 交付を受けようとする分娩取扱施設は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。

6. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 事業の目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ② 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ③ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

(4) 整備基準

① 施設

妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等を行うものとする。

② 設備

妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整えるものとする。

(5) 交付額の算定方法

① 施設

この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（施設）

(ア) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（施設）

(ア) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
地域連携周産期支援事業 (施設)	1 施設当たり 16,800 千円	産科医療施設として必要な 次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又 は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等)	2 分の 1

② 設備

この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（設備）

(ア) 次の表の第2欄に定める種目に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（設備）

(ア) 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補 助 率
地域連携周 産期支援事 業（設備）	医療機器整 備費	1か所当たり 7,279 千円	妊婦健診を行 う産科医療施 設として必要 な医療機器購 入費	2分の1

(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。

(6) 留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外とする。

(ア) 平成21年4月1日年医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

(イ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

イ 産科施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

7. 医療施設等経営強化緊急支援執行事業

(1) 事業の目的

本事業は、医療施設等緊急支援事業の各事業について、都道府県等が執行事務を行う際に生じる経費を支援し、給付金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市区町村とする。

(3) 事業の内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに都道府県等が支出する医療施設等緊急支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

医療施設等緊急支援事業の各事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人事費（都道府県職員の人事費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

(別表1)

【地域医療介護総合確保基金】

1 事業区分	2標準事業例	3 物価高騰を反映した単価	4 標準単価(1 m ² 当たり)	5 基準面積	6 補助率
I 病床の機能・分化・連携のために必要な事業 (1) 医療提供体制の改革に向けた施設の整備等	5病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	484,000円	360,000円	1床当たり25m ² ×整備病床数	2/3

(注) 1 第3欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。

2 実際の建築単価が第4欄に定める標準単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。

3 実際の建築単価が第3欄に定める単価を下回り、かつ第4欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める標準単価との差額により支給額を算出するものとする。

4 第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を上回るときは、都道府県事業で補助された面積を限度とし、また、第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を下回るときは、当該基準面積を限度とする。

(別表2)

【医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付額上の単価	6 基準面積	7 調整率
1 休日夜間急患センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	208,200円	(1) 人口10万人以上の場合は、150m ² （ただし、特別に必要がある場合は300m ² を限度とする。） (2) 人口5万人以上10万人未満の場合は、100m ² （ただし、特別に必要がある場合は200m ² を限度とする。）	0.33
	—	ブロック	214,000円	180,900円		
	—	木造	355,000円	208,200円		
2 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	150m ² (ただし、特別に必要がある場合は300m ² を限度とする。 また、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（2床を限度とする。）15m ² を加算し、 脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（2床を限度とする。）15m ² を加算する。) 15m ² ×心臓病専用病室 (ただし、2床を限度とする。) 15m ² ×脳卒中専用病床室 (ただし、2床を限度とする。)	0.33
	—	—	84,100円	51,300円	2,300m ² (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30m ² を減じるものとし、 脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15m ² を加算し、 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15m ² を加算し、 心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15m ² を加算し、 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15m ² を加算する。) 15m ² ×脳卒中専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15m ² ×小児救急専門病床室 (ただし、6床を限度とする。) 15m ² ×心臓病専用病床室 (ただし、4床を限度とする。) 15m ² ×重症外傷専用病床室 (ただし、4床を限度とする。)	
5 救命救急センター施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	補強が必要と認められるもの2,300m ²	0.33
	—	—	84,100円	51,300円		
	—	—	—	—		
6 小児救急医療拠点病院施設整備	—	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	150m ²	0.33
7 小児初期救急センター施設整備	—	鉄筋コンクリート	484,000円	208,200円	300m ²	0.33
	—	ブロック	214,000円	180,900円		
8 小児集中治療室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	1 医療機関当たり20m ² ×小児集中治療室病床数	0.33
9 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合は、1,300m ² 2 都道府県人口規模400万人未満の場合は、800m ² 3 小児総合病院4,000m ²	0.33
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円		
10 周産期医療施設施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	1 都道府県人口規模400万人以上の場合は、500m ² 2 都道府県人口規模400万人未満の場合は、300m ²	0.33
11 地域療育支援施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	1 床当たり130m ² （ただし、10床を限度とする。）	0.50
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円		
12 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	1 特殊診療棟300m ² 2 開放型病棟 一般病床×1床当たり基準面積 (1床当たりの基準面積) ・耐火構造 13.88m ² ・ブロック・木造 12.56m ² (ただし、50床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	0.33
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円		

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付額 要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
13医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	1 精神病棟 ア 病棟整備 (フ) 1床ごとの病室面積を 6.4 m ² 以上かつ1床当たりの病棟面積を18 m ² 以上確保する場合 25 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m ² 以上かつ1床当たりの病棟面積を16 m ² 以上確保する場合 22 m ² ×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (フ) 整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を 20%未満削減する場合 15 m ² ×整備後の整備区域の病床数	0.33
		鉄筋コンクリート	484,000円	198,000円	(2) 結核病棟改修等整備事業 ア 病棟整備 (フ) 1床ごとの病室面積を 6.4 m ² 以上かつ1床当たりの病棟面積を18 m ² 以上確保する場合 25 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を 5.8 m ² 以上かつ1床当たりの病棟面積を16 m ² 以上確保する場合 22 m ² ×整備後の整備区域の病床数 イ 隙圧化等空調整備を併せて行う場合 15 m ² ×整備後の整備区域の病床数	
	診療所（一般地区）	ブロック	214,000円	172,000円	(3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 (フ) 無床の場合 160 m ² (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240 m ² ② 6床以上の場合 760 m ²	
		木造	355,000円	198,000円	イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 4,616 千円×整備後の療養病床の病床数	
	診療所（離島、豪雪地区）	鉄筋コンクリート	484,000円	212,000円	(4) 療養病床療養環境改善事業 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり 40 m ² イ 患者食堂 療養病床 1床当たり 1 m ²	
		ブロック	214,000円	185,000円	ウ 浴室 浴室 1か所当たり 13,493 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、26,989 千円とする。	
	診療所	木造	355,000円	212,200円	(5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価	
		(3) 診療所 イ 改修等により療養病床を整備する診療所	1床当たり 8,257千円	1床当たり 4,616千円	イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 基準面積 160 m ²	
	-	(4) 療養病床療養環境改善事業 ウ 浴室	浴室 1か所当たり 24,138千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 48,283千円	浴室 1か所当たり 13,493千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 26,989千円		
	診療所	(5) 介護老人保健施設 新築	8,528千円	4,767千円		
		改築	10,233千円	5,720千円		
		改修	4,264千円	2,384千円		
14基幹災害拠点病院施設整備事業		(1) 補強が必要と認められるもの	84,100円	51,300円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院	399,800円	243,800円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
15地域災害拠点病院施設整備事業		(1) 補強が必要と認められるもの	84,100円	51,300円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院	399,800円	243,800円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	
16災害拠点精神科病院施設整備事業		(1) 補強が必要と認められるもの	84,100円	51,300円	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院	399,800円	243,800円	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ²	

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 調整率
20治験施設設置整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m ²	0.33
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	484,000円	243,300円		
		ブロック	214,000円	212,500円		
21特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² ×51,300 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m ² を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×51,300 円	0.33
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円		
	—	(2)補強の場合	84,100円	51,300円		
22医療施設土砂災害防止施設整備事業	—	1か所当たり	66,400千円	40,485千円	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの	0.33
23医療施設等耐震整備事業	病院	(1) 補強が必要と認められるもの	84,100円	51,300円	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ²	0.50
		(2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）	399,800円	243,800円	(2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m ²	
	看護師等養成所	(1)補強が必要と認められるもの (2)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの	64,200円 305,500円	39,200円 186,300円	看護師等養成所の場合 (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² (2)耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m ²	
	医療施設	補強が必要と認められるもの	84,100円	51,300円	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積2,300 m ²	
26医療機器管理室施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	基準面積 80 m ²	0.33
28看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	208,200円	基準面積 80 m ²	0.50
	—	ブロック	214,000円	180,900円		
	—	木造	355,000円	208,200円		
29地域拠点歯科診療所施設整備事業	—	鉄筋コンクリート	484,000円	208,200円	基準面積 150 m ²	0.50
	—	ブロック	214,000円	180,900円		
	—	木造	355,000円	208,200円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
 2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
 3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める物価高騰を反映した単価との差額により支給額を算定するものとする。
 4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(別表3)

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160m ² イ 有床の場合 (7)5床以下 240m ² (8)6床以上 760m ² (2) 医師住宅 80m ² (3) 看護師住宅 80m ²	2分の1
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
2過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 診療部門 160m ² (2) 医師住宅 80m ² (3) 看護師住宅 80m ²	2分の1
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
3へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120m ² (2) 指導部門のみの場合 70m ² (3) 住宅部門のみの場合 50m ²	3分の1 (ただし沖縄県にあっては2分の1)
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	484,000円	212,200円		
		ブロック	214,000円	185,400円		
		木造	355,000円	212,200円		
4研修医のための研修施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	(1) 新築の場合 研修医数×30m ² (ただし、1,000m ² を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	2分の1
		木造	355,000円	295,100円		
5臨床研修病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円	基準面積500m ²	2分の1
		ブロック	214,000円	258,500円		
6へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	(1) 診療部門 1,000m ² (2) 医師住宅 1戸当たり 80m ² (ただし2戸を限度とする。)	2分の1
		鉄筋コンクリート	484,000円	295,100円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	484,000円	198,300円		
		ブロック	214,000円	172,500円		
		木造	355,000円	198,300円		
7医師臨床研修病院研修医環境整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円	研修医数×20m ²	3分の1
		木造	355,000円	294,800円		
8離島等患者宿泊施設整備事業			651千円	352千円	室数×40m ² (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	3分の1
9産科医療機関施設整備事業	診療部門	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円		
		木造	355,000円	264,400円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円	(1) 診療部門 194m ² (2) 宿泊施設 室数×40m ² (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		木造	355,000円	294,800円		
10分娩取扱施設施設整備事業	分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	484,000円	264,400円	(1) 分娩室、病室、入所室等 194m ² (2) 宿泊施設 室数×40m ² (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		木造	355,000円	264,400円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000円	294,800円		
		木造	355,000円	294,800円		
11死亡時画像診断システム等施設整備事業		1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合	69,903千円	42,621千円	—	2分の1
		1施設当たり (2) 解剖室整備の場合	173,495千円	105,782千円		
14院内感染対策施設整備事業		1室当たり	29,420千円	15,724千円	—	3分の1
15新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)		病室の感染対策に係る整備1室当たり	29,420千円	14,546千円	—	3分の1
		病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1m ² 当たり	484,000円	239,300円	—	2分の1
		個人防護具保管施設の整備 対象面積1m ² 当たり	484,000円	239,300円	—	

(注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。

2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。

3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める物価高騰を反映した単価との差額により支給額を算定するものとする。

4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。